論説

国家公務員の政治活動の自由をめぐる二つの東京高裁判決

――堀越事件判決と世田谷事件判決の意義――

長岡　徹

はじめに

東京高等裁判所は2010年３月と５月に，国家公務員法（以下，国公法という）による公務員の政治的行為禁止違反被告事件について，憲法判断の全く異なる２つの判決を下した。いわゆる堀越事件（社会保険事務所職員事件とも呼ばれる）判決(1)（2010年３月29日，以下，堀越事件判決）と，世田谷事件判決(2)（2010年５月13日，以下，世田谷事件判決）である。

両事件の事案の内容は，国家公務員としての勤務を要しない休日に，私服を着用して外見からは公務員であることが全く知れることなく，かつ，自己の勤務先や職務とは全く無関係に，その関係者と協力することもなく，他人の居宅やマンションの郵便受けに，政党の機関紙やビラを配布したという点で，差異はない。また，それぞれの事案の配布行為によって，勤務先や担当する公務に与えた影響も皆無である。強いて差異があるとすれば，堀越事件の被告人は社会保険事務所に勤務する年金審査官として，全く裁

（1） 堀越事件判決は判例集未搭載であるが，判例データベースに収集されている。LEX/DB 文献番号25463161，LexisNexis JP 独自収集判決。

（2） 世田谷事件判決は判例集未搭載であるが，判例データベースに収集されている。LEX/DB 文献番号25463429，LexisNexis JP 独自収集判決。

量の余地のない相談業務に携わる職員であったのに対し，世田谷事件の被告人は厚生労働省課長補佐であったことであろう。上記のそれぞれの配布行為に対し，国公法102条１項，110条１項19号（以下，本件法律），人事院規則14－7（以下，本件規則）６項７号（堀越事件については６項７号に加え６項13号（５項３号））の適用が問われた事件である。

堀越事件判決は，本件法律，規則を本件に適用する限りで憲法21条，31条に違反するとの適用違憲判決を下したのに対し，世田谷事件判決は，1974年の猿払事件最高裁判決[(3)]（以下，猿払事件判決）に従って，法令を全面的に合憲と判断し，したがって本件への適用も合憲と判断した。

このような判断の相違は，堀越事件判決が，猿払事件判決を前提にしながらもいわゆる適用審査を行ったのに対し，世田谷事件判決が抽象的・一般的な文面審査を行うにとどまったという，裁判所の司法審査への態度の相違に由来する。本稿では両裁判所の審査態度の違いを分析することからはじめて，二つの判決の意義を確認したい。特に堀越事件判決は，猿払事件判決との抵触を慎重に避けながらも，実質的には，猿払事件判決以降の日本社会の変化や，近時の判例法理の考え方を反映しながら，猿払事件判決の見直しを迫っている判決であり，積極的に評価したい。

一　二つの高裁判決の概要と特徴

1）堀越事件判決

堀越事件判決は，つぎのように判断し，無罪の判決を下した。

> 本法及び本規則による公務員の政治活動の禁止は，対象とされる公務員の職種や職務権限，勤務時間の内外等を区別することなく定められている上，政治的行為の態様についても，地方公務員と大きく異な

（３）　猿払事件最大判1974. 11. 6 刑集28巻９号393頁。

ることなどに照らし，過度に広範な規制とみられる面があることや，現在の国民の法意識を前提とすると，公務員の政治的行為による累積的，波及的影響を基礎に据え，上記禁止規定が予防的措置であることを強調する論理にはやや無理があると思われる面があり……猿払事件最高裁大法廷判決の審査基準であるいわゆる「合理的関連性」の基準によっても全く問題がないとはいえないものがある。しかしながら，その規制目的は正当であり，また，公務員の地位や職種等と関係することなくその政治的行為自体で，あるいは，政治的行為が集団的，組織的に行われた場合など，その規制目的に明らかに背馳するものも幅広く考えられること，さきの過度の広範性ゆえに問題がある事例については，本件罰則規定の具体的適用の場面で適正に対応することが可能であること等を考えると，本件罰則規定それ自体が，直ちに，憲法21条１項及び31条に違反した無効なものと解するのは合理的でないと考える。

しかし，本件罰則規定は，その文言や本法の立法目的及び趣旨に照らし，国の行政の中立的運営及びそれに対する国民の信頼の確保を保護法益とする抽象的危険犯と解されるところ，これが憲法上の重要な権利である表現の自由を制約するものであることを考えると，これを単に形式犯として捉えることは相当ではなく，具体的危険まで求めるものではないが，ある程度の危険が想定されることが必要であると解釈すべきであるし，そのような解釈は刑事法の基本原則にも適合すると考えられる。……しかるところ，本件配布行為は，裁量の余地のない職務を担当する，地方出先機関の管理職でもない被告人が，休日に，勤務先やその職務と関わりなく，勤務先の所在地や管轄区域から離れた自己の居住地の周辺で，公務員であることを明らかにせず，無言で，他人の居宅や事務所等の郵便受けに政党の機関紙や政治的文書を配布

したにとどまるものである。そのような本件配布行為について，本件罰則規定における上記のような法益を侵害すべき危険性は，抽象的なものを含めて，全く肯認できない。したがって，上記のような本件配布行為に対し，本件罰則規定を適用することは，国家公務員の政治活動の自由に対する必要やむを得ない限度を超えた制約を加え，これを処罰の対象とするものといわざるを得ず，憲法21条１項および31条に違反するとの判断を免れない。

本判決は，本件罰則規定の文面上の合憲性を猿払事件判決に従って認めたうえで，さらに猿払事件判決に抵触しない形での適用審査を行い，適用上違憲との判決を下したものである。後に確認するように，判決は，本件行為は保護法益に対する抽象的危険すら生ぜしめるものでないことを理由に構成要件該当性を否定し，そのような行為に罰則を適用することは憲法21条，31条に反するというのである。専ら刑罰法規の解釈問題とみなすこともできるかもしれないが，抽象的危険犯をかく限定的に解すべき根拠として政治的表現の自由に対する制限であることを挙げるものであり，その意味で違憲部分確定型の合憲限定解釈をともなった適用上違憲判断であるということができる。猿払事件の１審旭川地裁判決[(4)]が典型的な適用違憲判決であったのとは，この点で異なる。猿払事件旭川地裁判決は，法令の文面上の合憲性については判断せずに，したがって法令の限定解釈を明示せずに，当該事件への罰則の適用のみを違憲と判断したのであるが，本判決の場合には，猿払事件判決に従って法令の文面上の合憲性を是認したうえでの適用違憲判断となった。

本判決の司法審査方法の特色は，つぎの説示に現れている。

当裁判所の審理対象は本件配布行為であって，それ自体については

（４） 猿払事件旭川地判1968. 3. 15下刑集10巻３号293頁。

> 合憲，違憲の判断が可能であるが，さらに，本件罰則規定全体が想定する政治的行為について，どのような場合に違憲状態が生じるかを判断することは事実上極めて困難であり，……その結論は事例の集積をまって判断すべきものであると考える。

つまりこの判決は，表現行為としての本件配布行為に刑事罰を科すことは憲法上正当化できないという判断を下したのである。この判断は，いうまでもなく適用審査に基づく適用上の判断であるが，それにとどまらず，法令の文面上の合憲性についての評価にも大きな影響を与えている。

本判決は，猿払事件判決の示した「合理的関連性」の基準を適用して法令の合憲性を判断したという。周知のように猿払基準は，①立法目的の正当性，②立法目的と規制手段の合理的関連性，③得られる利益と失われる利益の均衡の３点を判断するものであるが，本判決は，②の合理的関連性を検討して，法令に過度に広範な規制とみられる部分があることを認める。本件行為が，表見的には法令の規制対象行為であるから，法令の過度の広範性を認めざるをえないのである。もっとも判決は，本件のような配布行為が，中央省庁の幹部のように地位が高く，大きな職務権限を有する公務員によって行われた場合や，集団的，組織的に行われた場合には，規制の必要があることは明らかであり，また，広範にすぎる部分については具体的法適用の場面で対応することが可能であることを考えると，「その過度の広範性や不明確性を大きくとらえ，本法，及び本規則の政治的行為の規制をすべて違憲であるとすることは決して合理的な思考ではないというべきであろう。」という。表現の自由に対する過度に広範な規制であれば，端的に文面上違憲と判断すべきだという批判がありうるはずだが，この点では規制の必要性が優先すると判断しているのである。

つぎに，猿払基準は③の利益の均衡について判断する際，失われる利益を，特定の行動の禁止に伴う限度での意見表明の自由に対する間接的，付

随的制約にすぎない，と評価する点に特色と同時に問題がある。しかし，本判決は，表現の自由に対する「間接的，付随的制約」という評価を下していない。「本件で問題とされている配布行為については，基本的に，表現行為としてとらえられるべき場合が多い」という正当な認識が示されている。他の政治的行為の禁止については判断しないが，少なくとも配布行為の禁止に関しては，表現の自由に対する「間接的，付随的制約」ということはできないという趣旨である。

判決の構成は，まず最初に法令の文面上の合憲性を判断し，過度の広範性に関する憲法上の疑いを払拭するために法令に限定解釈を施し，その結果本件への罰則の適用を違憲と判断するものとなっているのではあるが，逆に，本件配布行為を刑事罰をもって禁止することが立法目的との合理的関連性を欠くという判断こそが，法令の文面上の合憲性に対する疑いを生み出しものだと理解される。適用審査に徹する態度が，一般的・客観的審査を退け，猿払基準の適用方法の見直しという論点を引き出したといえよう。

2）世田谷事件判決

世田谷事件判決は，「審査基準及びその判断方法等すべてについて，猿払事件判決と見解を同じくするものである」と述べ，本件法令を全面的に合憲と判断し，有罪の判決を下した。もっとも，単に猿払事件判決を繰り返すのではなく，弁護人の主張に対する応答の中で，猿払事件判決の解釈を示すとともに，本判決に特徴的な説示を行っている。

まず，本判決は「公務員の政治的行為が自由に放任された場合に生ずる弊害」についての猿払事件判決の判示は，「我が国の社会的諸条件を踏まえた合理的な推論に基づく事実認識」であるという。「我が国の社会的諸条件，殊に，政治的党派の様々な実態，多数の公務員からなる行政組織の

機構等を踏まえれば，自ずから導き出される合理的な認識である」。「第二次大戦直後から猿払事件判決当時までの政治的，社会的状況からは現実に即した正当な認識であったといえるし，それ以降の社会的諸条件の変化，行政組織内の内部規律の在り方（決済制度，懲戒制度等）等を踏まえても，その事実認識に基本的に改めるべき点はない」という。猿払事件判決に示された弊害論は，立法事実の合理的認識であり，今日においてもその立法事実に変更はない，という趣旨であろう。猿払事件判決の示した弊害論は，当時から，事実に基づかない観念的想定にすぎないと強く批判されてきたところであるが，それを合理的事実認識だと断定するだけでなく，終戦直後の国公法制定当時から今日まで立法事実に基本的に変化はないという。そのように判断する根拠が示されていない（立法事実の認定であるから，示す必要は必ずしもないのだが）ので，批判的に検討する方法もないのだが，つぎの説示にあらわれているこの判決に特異な政治的党派観が，判決の立法事実認識の基礎にあるようである。

> 政治的党派の中には，支持者である公務員に党派的統制等の影響力を及ぼして政治的行為を行うように仕向け，比較的安定した身分にある公務員からなる行政組織内に拠点を築き，これを党勢の拡張等に利用しようとするものもないわけではない。政治的行為の禁止は，政治的党派の中にありうるこのような傾向を直視し，その傾向から行政組織の中立性を守ることにあるともいえる……勤務時間外に，職場とは無関係の場でされる政治的行為であっても，規制されることなく自由に放任された場合には，公務員の中には，そのような行為を行うことにより，政治的党派，殊に組織性，内部統制の強い政治的党派の活動に組み込まれ，その職務遂行に党派的偏向を生じ，更には，行政組織内における党派的勢力の浸透，確立を狙う政治的党派の意向に沿った行動をとる者も出てくるおそれがあり，そのような者，行為が増えれ

ば，自ずから行政の中立的運営が損なわれ，行政組織内に政治的対立が生じ，政治的党派による行政への不当な政治的介入や干渉を招くおそれがあることは否定できない。

もし立法者がこのような事実認識に基づいて法を制定したのであれば，公務員の政党加入そのものを制限の下に置こうとしたはずである。政党加入や一定の政党活動を容認しながら政治的行為のみを規制対象とするのは，立法目的に対して過小包含と考えられる。つまり本件規制の態様に照らして，この判決の立法目的や弊害の捉え方は大仰にすぎ，根拠の薄弱なものとの感を否めない。

つぎに本判決は，本件規制の合憲性の審査基準について，厳格な審査基準ではなく，猿払事件判決で示された基準を採用すべき根拠を述べている。規制利益が「議会制民主主義の政治過程と不可分の関係にあり，統治の根幹にかかわる国民全体の重要な共同利益」という性質と重要性を有する利益であること，および，本規制が「検閲的な性質を帯びるものではなく，表現の自由に対して及ぼす抑制の効果は，間接的，付随的であるということができる」ことの２点である。別稿で指摘したように[(5)]，猿払事件判決自身は猿払基準を用いる正当化理由を，国家公務員の行為だからということ以外に示していたわけではないので，この点は本判決独自の理解というべきであろう。ただし，判決は猿払事件判決の基準を「合理的で必要な行動類型規制の基準」と呼んでおり，審査基準論については猿払事件判決そのものよりも，香城調査官解説[(6)]の影響を強く受けていることを示している。

（５） 拙稿「公務員の政治的行為の自由と『合理的関連性の基準』」初宿・米沢・松井・市川・土井編佐藤幸治先生古稀記念論文集『国民主権と法の支配』（下巻）239頁，243-47頁（2008年・成文堂）

（６） 香城敏麿「猿払事件最高裁判所判例解説」法曹時報27巻11号86頁（1975年）。後に同『憲法解釈の法理』39頁（2004年・信山社）所収。「合理的で必要な行動類型規制の基準」という言葉も，「予防的な制度的措置」

（香城解説の強い影響は，本件規制を「予防的な制度的措置」であると性格付けて疑わない点にもうかがわれる。）そして判決は，この「合理的で必要な行動類型規制の基準」を本件規制に当てはめて審査するのであるが，規制目的の正当性ないし重要性の審査および得られる利益と失われる利益の均衡の審査については，この基準で足りるとした根拠を繰り返すだけのことになる（堀越１審判決批判で論じたのと同じである）[(7)]。結局，「合理的で必要な行動類型規制の基準」を採用すべきだということになると，規制目的と規制手段の合理的関連性のみが実質的な審査内容だということになり，しかも，その際の関連性の程度は「合理的で必要」かどうかにとどまることになる。猿払事件判決は「合理的で必要やむを得ない限度にとどまる制限」かどうかを審査する基準として，猿払三基準を提示したはずだが，香城調査官解説の影響を受けて本判決の採用する基準は「合理的で必要な制限」かどうかを審査するにとどまっているといってもよいだろう。

「必要やむを得ない限度にとどまる制限」かどうかを慎重に検討しようとしない態度ゆえに，本判決は香城調査官解説そのままに，本規制を「予防的な制度的措置であり，規制される特定の行動類型から生ずる直接的，具体的な弊害を問題とするものではない」と規定して怪しまない。被告人は，自分の行為が何らかの弊害を発生させた，あるいは発生させる危険を生ぜしめたから刑事罰を科せられるのではない。もし被告人以外の者も規制されることなく自由に行動することになると，その効果が累積し，弊害が発生する危険があるということを理由に，刑事罰を科せられるのである。

という言葉も，猿払事件判決中には出てこない。いずれも香城調査官解説が用い始めた用語である。後者の用語は「予防的規制」という言葉で堀越事件１審判決（東京地判2006．6．29判例集未搭載，LEX/DB 文献番号25463371）に登場するが，前者の用語が判決中に登場するのは世田谷事件判決が初めてである。

（７） 拙稿・前掲注５，255頁以下。

判決は「規制行為外の別の形態での党派的な主張，意見表明は保障されているのであるから，その内容に否定的評価を下していることにはならず，その規制が表現の自由に萎縮的効果を及ぼすものともいえない。」ともいうのであるが，累積的効果の発生を予防する措置なのであるから，活動を大いに萎縮させることに法の狙いがあるという方が，筋が通るように思われる。確かに，本件規制が表現の自由の要素を持たない行動の規制であるならば「合理的で必要な制限」といえるのであろう。しかし，このような累積的効果の発生を予防する制度的措置が，表現の自由の理論と全く相いれないことは多言を要しないであろう。加えて，刑罰論としても大いに疑問の余地がある。

最後に，適用違憲の主張に対しては，本件法律および本件規定は「全面的に合憲である」と答える。つまり，文面上の判断として合憲なのであるから，適用上の憲法判断は不必要ということである。事件の個性をひとまずわきにおいて一般的に文面審査を行い，文面上合憲の判断を得れば，あとは本件行為が本件規則の構成要件に該当するかのみを問題にする。本件行為に本件罰則を科すことを，憲法的評価に直接さらすということをしない。憲法に照らして評価されたのは法令そのものであって，法令の適用行為ではなかったし，まして本件行為が憲法上保護されるか否かが審査されたわけではなかったことを確認しておきたい。

二　立法目的と規制手段の合理的関連性の審査方法

つぎに検討すべき点は，堀越事件判決の行った規制目的と規制手段との「合理的関連性」の存否の検証にかかわる。判決は，第１に本件のような職務と無関係の政治的行為の規制が，行政の政治的中立性に対する国民の信頼の確保という立法目的と合理的関連性を有するかという問題を立て，第２にこの合理的関連性の有無は時代の進展や政治的・社会的状況の変動，

それに伴って変容する国民の法意識に照らして「常に検証されるべきものである」という。

1）問題の立て方に関して

猿払事件判決の判断のプロセスはこうであった。まず，国公法102条１項および人事院規則14－7による政治的行為の禁止について，その総体としての合憲性を検討し，つぎに総体として合憲だという観点から問題となった規則５項３号，６項13号の政治的行為をみると，それは政治的偏向の強い行動類型に属するものにほかならないとして，禁止は合憲だと判断し，さらに法令が合憲であるから当該事件への適用も合憲だと判示した。典型的な客観的・一般的な文面審査を行ったものである。

猿払事件判決は，立法目的と規制手段の関連性を検討するに当たり，「公務員の政治的行為のすべてが自由に放任されるとき」に生じるであろう弊害を論じ，弊害の発生を防止し，行政の政治的中立性とそれに対する国民の信頼を確保するという主たる立法目的の下に，その目的を実現する手段としての「公務員の政治的中立性」を維持，確保するという従たる立法目的を介在させ，公務員の政治的中立性を損なうおそれのあると認められる政治的行為を禁止するという規制手段は主たる立法目的との間に合理的関連性があると判断した。主たる立法目的に照らせば，「弊害を発生させるおそれがあると認められる公務員の政治的行為」を禁止するという人権制約の程度のより少ない規制手段があり得たはずだが，猿払事件判決はそうした議論を採用せずに，「公務員の政治的中立性」の維持，確保という手段であると同時に目的であるものを介在させて，合理的関連性を包括的，一般的に是認したのである。猿払事件判決型の「合理的関連性」の審査が，規制の必要性から直接結論を導き出しているとか，単なる合理性の審査でしかないとか，論理の飛躍があるとか多くの批判を招いてきたゆえ

んである(8)。批判はともかくとして，猿払事件判決自身は，「有機的統一体として機能している行政組織における公務の全体の中立性」が問題とされるべきだとし，「行為が累積されることによって現出する事態」を想定しなければならないとして，この程度での緩やかな関連性であっても「合理的で必要やむをえない限度にとどまるもの」といえると判断したのだった。

さて，堀越事件判決の問題の立て方の特色は明らかである。猿払事件判決の合憲性判定の枠組みを用いながら，本件規則による政治的行為の禁止一般でないことはもちろん，政治的文書の配布行為の禁止一般でもなく，本件のように勤務時間外に職務や職場と無関係に一私人として行う政治活動の禁止に焦点を当てて，立法目的との合理的関連性を問うのである。但し，本判決は猿払１審判決ほどには適用審査に徹していないところがある。猿払事件最高裁判決を論じる必要があるゆえであろう，法令の一般的な合憲性を本件事案を離れて検討してもいる。もっとも，本判決は，「公務員の政治的中立性」の維持，確保という多くの批判を招いた観念を立法目的の一部として介在させることには，猿払事件判決及び原判決の要約という場面以外では，慎重であることには注目したい。本件規則の本来の目的である「行政の政治的中立性とそれに対する国民の信頼の確保」との関連性を直接に問題にしている。

2）合理的関連性と国民の法意識

堀越事件判決は，「(行政の政治的中立性に対する）国民の信頼の確保こそ，本件のような公務員の政治的活動の規制を正当化し，これを根拠付け

（8） 猿払事件判決に対する批判的批評は枚挙にいとまがない。主な文献については，拙稿・前掲注５，240頁以下，君塚正臣「適用違憲『原則』について――猿払事件を端緒とする再検討」横浜国際経済法学15巻１号１頁，10頁以下（2006年）を参照。

るという関係に立つことになる」といい，「したがって，公務員の政治的活動の規制をどのように考えるは，国民がこの点をどのように考えるか，ひとえに国民の法意識にかかってくるものである」という。そして，「このような国民の法意識は，時代の進展や政治的，社会的状況の変動によって変容してくるものである」から，「『合理的関連性』の存否は，そのような観点から，常に検証されるべきである」という。本件規則制定時から猿払事件判決に至る時期には「有機的統一体として公務全体をとらえ，公務員の政治的活動の影響を，累積的，波及的に考える合理的な基礎が当時の社会にはあったというべきであって，その意味で，猿払事件判決は，当時の時代的背景や社会的状況に即し，その結論には正当なものがあったというできである」が，「時代の進展，政治的，社会的状況の変動等を受けた国民の法意識の変化を前提とした場合，現在において，一公務員が政治的活動に出た場合に，国民が直ちに行政の中立的運営に対する信頼を失うようなものとして受け止めるかどうかについては疑問がある」。「本規則で禁止されている政治的行為には，例えば行為者の地位や職務権限，職務内容，あるいは勤務時間外ということから，過度に広範に過ぎると想定されるものがある」というのである。

「時代の進展，政治的，社会的状況の変動等を受けた国民の法意識の変化」は，30年間ほとんど執行されることもなかった法令の合憲性に関する，学説の支持を全く得ていない判例の変更を求める根拠として語られるのであれば，おそらく異論はないであろう。しかし，人権制約の合憲性の判断基準として「国民の法意識」をもちだすことには，客観性を欠く等の批判があるかも知れない。世田谷事件判決が猿払事件判決当時と立法事実の認識に基本的に変化はないというのと同様に，堀越判決の依拠した「国民の法意識の変化」も検証不能というべきかも知れない。また，基本的人権の保障，とりわけ精神的自由の保障の成否を「国民の法意識」にかから

しめることの危険性は留意されてよいであろう。しかしこのような曖昧さは，目的手段関係を「合理性」のレベルで審査しようとする際には不可避的なものである（だからこそ，合理的関連性の基準ではなく，厳格な審査が必要だと私は考える）。猿払事件判決自身が，外国の法制度を参照する下級審に応答する中で，基本的人権制約の合理性の判断基準が「国民の権利意識や自由感覚」「国民の法意識」「歴史的，現実的な社会基盤」にあることを肯定している。この点についてはすでに別稿で触れたことがあるので繰り返すは避けるが，別稿では参照しなかった国籍法違憲判決(9)にのみ触れておこう。

国籍法違憲判決は，国籍の重要性と準正要件が父母の婚姻という子の意思や努力によっては変えることのできない事由に基づくことを指摘し，「合理的な理由があるか否かについては，慎重に検討することが必要である」としたうえで，「本件区別については，これを生じさせた立法目的自体に合理的な根拠は認められるものの，立法目的との間における合理的関連性は，我が国の内外における社会的環境の変化等によって失われており，今日において，国籍法３条１項の規定は，日本国籍の取得につき合理性を欠いた過剰な要件を課するものとなっているというべきである」と判示した。1984年の国籍法改正当時の「社会通念や社会的状況の下においては」，立法目的と準正要件の間に一定の合理的関連性があったということができるのであるが，「しかしながら，その後，我が国における社会的，経済的環境等の変化に伴って，夫婦共同生活の在り方を含む家族生活や親子関係に関する意識も一様ではなくなってきており」，国際化の進展や諸外国における法改正の状況も勘案すれば，今日においては立法目的と準正要件の間に「合理的関連性を見いだすことがもはや難しくなっている」と判断し

（９） 国籍法違憲訴訟最大判2008. 6. 4 民集62巻６号1367頁。

たのである。つまり，目的手段関係の合理的関連性は，20年間の「社会通念」や国民の「意識」の変化を含む「我が国における社会的，経済的環境等の変化」や，諸外国の法制の変動を背景にして検証し直す必要があると，国籍法違憲判決は認めていると考えられる。

結局，目的手段関係の「合理性」を審査する際には，堀越事件判決のように「時代の進展，政治的，社会的状況の変動等を受けた国民の法意識の変化」を判断の一つの基準とすることは，特に奇異なことではなく，むしろ近時最高裁判例の流れに沿っていると評価してもよいように思われる。表現の自由規制立法の合憲性判定の方法として問題があるとすれば，それは猿払事件判決が「合理的関連性の基準」を立てたことそれ自体にあるのである。

三　先行する全面合憲判決のもとでの適用審査の可能性

猿払事件判決は，公務員の政治的行為の禁止が「公務員の職種・職務権限，勤務時間の内外，国の施設の利用の有無等を区別することなく，あるいは行政の中立的運営を直接，具体的に損う行為のみに限定されていないとしても」合憲であると判示した。全面的合憲判決と評価されることが多いが，正確には全適用合憲判決と評価すべきであり，そのことを前提に猿払事件第１審及び控訴審[(10)]の適用違憲判断を「ひつきよう法令の一部を違憲とするにひとし（い）」と論難する。世田谷事件判決は，この点で猿払事件判決に忠実であり，文面審査による合憲判断をもって憲法上の審査は終えている。あとは構成要件該当性が問題になるのであって，適用審査は行わない。

堀越事件判決は，猿払事件判決の全適用合憲判断の軛を二つの仕方で逃

（10）　猿払事件札幌高判1969. 6. 24刑集28巻９号688頁，判例時報560号30頁。

れようとした。一つは，先に検討したように「時代の進展，政治的，社会的状況の変動等を受けた国民の法意識の変化」を根拠に，目的と手段の合理的関連性を再検討する方法であった。いま一つは，右再検討を前提に，本件規則に限定解釈を付し，適用審査の道を開く方法である。判決はつぎのような限定解釈を示す。

> 本件罰則規定の定める罪は「抽象的危険犯ではあるけれども，これを形式犯としてとらえることは，この規制によって制限されるものが，憲法上最も重要な権利の一つである表現の自由であることを考えると，妥当ではなく，具体的危険までの必要はないけれども，ある程度の危険が認められることを，その成立要件とすべき」である。

判決は，この解釈を正当化する根拠として，つぎの３点を挙げている。１つは，表現の自由論であり，目的と手段の関連性を比較的厳密に検討する手法である。２つには，以下のような刑事法の基本原則論である。「このように解釈することは，人の行為が犯罪を構成するものとして処罰されるためには，抽象的なものにせよ，法益侵害の危険が存在しなければならず，およそ法益侵害の危険を伴わない行為を違法として処罰することは許されないとする，刑事法の基本原則に適合するものである」。これは，猿払事件判決及び堀越１審判決に対して刑事法学者から寄せられた批判[(11)]に肯定的にこたえたものであろう。

３つには，いわゆる寺西判事補事件最高裁決定[(12)]が，裁判所法52条１号にいう「積極的に政治運動をすること」の意義について，「組織的，計画

---

(11) 藤木英雄「公務員の政治活動と刑事罰」判時757号16頁（1974年），曽根威彦「地裁判決を読んで」法時増刊「新たな監視社会と市民的自由の現在」66頁（2006年），中山研一「公務員の政治活動に対する罰則の適用について」同上186頁。

(12) 寺西判事補事件最大決1998. 12. 1 民集52巻９号1761頁。

的又は継続的な政治上の活動を能動的に行う行為であって，裁判官の独立及び中立・公正を害するおそれがあるもの」と定義し，「具体的行為の該当性を判断するに当たっては，その行為の内容，その行為の行われるに至った経緯，行われた場所等の客観的な事情のほか，その行為をした裁判官の意図等の主観的な事情をも総合的に考慮して決するのが相当である」としたことに注目する。堀越事件判決は，この最高裁決定を「一般職公務員の政治的行為の禁止に対する罰則規定の解釈にあたって，より慎重な検討が必要であることを要請するものというべき」だと理解した。裁判官は職責上，一般職の公務員よりも政治的中立性が強く求められると一般に考えられるから（最高裁決定がそのように言う），一般職の公務員の政治的行為についても組織的，計画的であって公務の政治的中立性（とそれに対する国民の信頼）を害するおそれのある政治的行為に限定解釈することは，十分にありうる態度である。堀越事件判決の文面上は，積極的政治運動を「組織的，計画的又は継続的な政治上の活動を能動的に行う行為」に限定した点に意義を見いだしているように読めるのであるが，判決が実際に行った限定解釈は，そのような行為であって，かつ保護法益を「害するおそれがあるもの」という後者の要件に着目した限定解釈になっている点に，注目すべきである。

このような限定解釈の成否については，次節で検討することにして，本節では堀越事件判決が最高裁の文面上の合憲判決を維持しながら，その適用のレベルで合憲的に適用できる範囲を限定した手法を確認しておくにとどめておく。それは，刑法学説上は近時有力化している法益侵害の危険の実質を重視する抽象的危険犯論を，表現の自由の保障の観点から補強し，したがって同時に国家公務員の政治的行為の文脈に限定して採用する手法であった(13)。

四　堀越事件判決の適用違憲判断の位置

先にも指摘したように，堀越事件判決の示した適用違憲判決は，猿払事件１審判決の示した典型的な適用違憲判決とはタイプが異なる。本件判決は違憲部分確定型の合憲限定解釈を伴った適用違憲判決である。本件法および本件規則に限定解釈を付して違憲違法の判断を示した先例としては，全逓プラカード事件東京地裁判決(14)と高松簡易保険局事件最高裁判決(15)に付された団藤，谷口両裁判官による少数意見がある。

1）まず，全逓プラカード事件東京地裁判決はつぎのようにいう。

右各規定により禁止される一般職国家公務員の政治行為は，（１）主体の側から見れば，政策または法律の立案等に参画し，あるいは行政裁量権をもつて政策または法律の施行を担当する職務権限を有する公務員の行為に限り，（２）行為の状況から見れば，公務員がその地位を利用し，またはその職務執行行為と関連して行なつた政治的行為に限るものと解するのである。したがつて，公務員の行為が文理上は右各規定に該当する場合であつても，右の基準に該当しない行為にこれを適用することは，本来憲法上政治的自由を制限できない場合に，こ

（13）　先行する最高裁判例の拘束を回避する方法として，事案を区別する手法も有力であったが，堀越事件判決はこの手法を採用しなかった。この手法の可能性については，木下智史「猿払事件最高裁判決の射程と国公法適用の違憲性」法時増刊「新たな監視社会と市民的自由の現在」156頁（2006年），市川正人「付随的違憲審査制における下級審の役割・考――国公法・社会保険事務所職員事件を素材として」初宿・米沢・松井・市川・土井編佐藤幸治先生古稀記念論文集『国民主権と法の支配』（上巻）357頁（2008年・成文堂）。

（14）　全逓プラカード事件東京地判1971. 11. 1 民集34巻７号989頁，行裁例集22巻11・12号1755頁。

（15）　高松簡易保険局事件最１判1981. 10. 22刑集35巻７号696頁。

れを制限するものとして，法律の適用において違憲となるのである。全逓プラカード事件判決の示す限定解釈は，公務員の政治的行為の制限は公務員の職種，職務権限，勤務時間の内外，国の施設の利用の有無などによって異なってしかるべきであり，全面一律の禁止は違憲であるとの公法学説の主張に応えて立てられた合憲限定解釈である。限定解釈を行うとすれば最も論理的な方法であろうが，このような限定解釈は解釈の限界を超え，議会の制定した法を書き換えるものではないのかとの批判もあろう。

広島暴走族追放条例事件最高裁判決(16)は，札幌税関検査訴訟最高裁判決(17)を引きながら，合憲限定解釈の限界についてつぎのような定式を示している。

① その解釈により，規制の対象となるものとそうでないものとが明確に区別され，かつ，合憲的に規制しうるもののみが規制の対象となることが明らかにされる場合であること。

② 一般国民の理解において，具体的場合に当該表現物が規制の対象となるかどうかの判断を可能ならしめるような基準をその規定から読みとることができるものであること。

この定式の意味については，とりわけ②の要件について，不分明なところがある。②の要件についての調査官解説(18)によれば，この要件は「限定解釈の基準を規定外の立法経過等に求めることをせず，あくまで規定自体に求める」ことを要求する基準であり，「各規定を子細に検討した上，その全体から読み取ることのできる趣旨」に基づく限定解釈であることを最低限要求する基準であるという。しかしながら，そもそも，札幌税関検査訴訟

（16） 広島暴走族追放条例事件最３判2007. 9. 18刑集61巻６号601頁。

（17） 札幌税関検査訴訟最大判1984. 12. 12民集38巻12号1308頁。

（18） 前田巌「広島市暴走族追放条例18条１項１号・17条・19条の規定を限定解釈により憲法21条１項・31条に違反しないとした事例」ジュリスト1350号84頁，86頁（2008年）。

判決が示した輸入禁制品としての「風俗を害すべき書籍，図画」という要件を「わいせつ」に限定する解釈に対しても，また，広島暴走族条例事件判決が提示した条例規定の「暴走族」概念に対する限定解釈に対しても，それぞれの反対意見は「通常の判断能力を有する一般人に可能であるとは考えられない」と批判している[19]。さらに，福岡県青少年保護育成条例事件最高裁判決[20]が提示した合憲限定解釈は，より厳しい批判にさらされている。この判決は福岡県条例の禁止する「淫行」行為を「広く青少年に対する性行為一般をいうものと解すべきではなく，青少年を誘惑し，威迫し，欺罔し又は困惑させる等その心身の未成熟に乗じた不当な手段により行う性交又は性交類似行為のほか，青少年を単に自己の性的欲望を満足させるための対象として扱っているとしか認められないような性交又は性交類似行為をいうものと解する」と限定解釈したのだが，このような解釈は「一般人の理解として『淫行』という文言から読み取れるかどうかきわめて疑問であって，もはや解釈の限界を超えたもの[21]」，「定義規定を新たに付加したに等しいもの[22]」だと非難されているのである。

このように見てくれば，最高裁が限定解釈の限界基準として示す②の要件は疑わしいものということもできようが，さりとて全逓プラカード事件判決のような限定解釈を国家公務員法と人事院規則14－7から一般人が読み取ることができるかどうかも疑わしい。「果たしてそのように法の趣旨を限定して解釈することは，法解釈のあり方として無理なく受け入れられるものであるのか，問題とされる余地を残している[23]」との批判にも理由が

（19） 札幌税関検査訴訟最高裁判決の伊藤・谷口・安岡・島谷の反対意見，広島暴走族追放条例事件最高裁判決の藤田反対意見および田原反対意見。

（20） 福岡県青少年保護育成条例事件最大判1982. 3. 29刑集39巻６号413頁。

（21） 同上，伊藤反対意見。谷口反対意見，島谷反対意見も同旨。

（22） 戸松秀則『憲法訴訟』（第２版）239頁（2008年・有斐閣）。

（23） 同上，238頁。ただし，戸松が挙げているのは総理府統計局事件控訴

あろう。憲法上必要とされる限定を読み取ることができないのであるから，端的に法令違憲判断（文面上の違憲判断）を下すか，さもなくば，法令を救済する限定解釈を示すことなく事案ごとに違憲部分を確定する適用違憲判断を下して，法令の改正を立法者に迫るべきであろう。

2）団藤裁判官は，公務員の政治的行為を刑事制裁の下に置くためには，保護法益に対する現実の侵害ないし具体的危険の発生を構成要件要素としなければならないという。

> 「これを合憲とみるためには，罰則に関するかぎり，特定委任といえる程度に，この規定をしぼつて解釈する以外にないとおもう。すなわち，公務員の政治的行為であつて，公務員の政治的中立性ないしこれに対する国民の信頼を現実に害するもの，すくなくとも，これを害するような具体的な危険性があるものにかぎつて，その内容の規定を人事院規則に委任したものと解することによつて，かろうじて，この規定の合憲性を肯定することができるものと解するのである。」「したがつて，その規則の違反行為は，それが公務員の政治的中立性ないしこれに対する国民の信頼に対する現実の侵害ないし侵害の具体的危険性がないかぎり，国公法110条１項19号の罪の構成要件該当性を欠くものと考える。」（高松簡易保険局事件最高裁判決団藤反対意見）

団藤は，この意見の中では，憲法21条や表現の自由に言及していないが，猿払最高裁判決の反対意見に賛同した上での限定解釈であるので，憲法21条の保障する政治活動の自由に対する制限であるがゆえに「現実の侵害ないし侵害の具体的危険性」を構成要件要素とすべきだと主張していると解される(24)。ちなみに，猿払事件判決反対意見はつぎのように述べてい

審判決，東京高判1972. 4. 5 判時665号29頁である。

(24) なお，団藤は表現そのものの規制と表現の態様の規制を区別し，前者の規制の場合には抽象的危険の発生を理由に刑事罰を科すことは到底許さ

た。

個人の政治活動の自由が憲法上極めて重大な権利であることにかんがみるときは，一般統治権に基づく刑罰の制裁をもつてするその制限は，これによつて影響を受ける政治的自由の利益に明らかに優越する重大な国家的，社会的利益を守るために真にやむをえない場合で，かつ，その内容が真に必要やむをえない最小限の範囲にとどまるかぎりにおいてのみ，憲法上容認されるものというべきである。すなわち，単に国家的，社会的利益を守る必要性があるとか，当該行為に右の利益侵害の観念的な可能性ないしは抽象的な危険性があるとか，右利益を守るための万全の措置として刑罰を伴う強力な禁止措置が要請される等の理由だけでは，かかる形における自由の制限を合憲とすることはできない。けだし，一般に政治活動，なかんずく反政府的傾向をもつ政治活動は政治権力者からみれば，ややもすると国家的，社会的利益の侵害をもたらすものと受けとられがちであるが，このような危険や可能性を観念的ないし抽象的にとらえるかぎり，その存在を肯定することは比較的容易であり，したがつて，政治活動の自由の制限に対して

れないという。徳島市公安条例事件最大判1975. 9. 10刑集29巻８号489頁における補足意見，大阪市公安条例事件最１判1976. 4. 8 集刑2000号179頁における補足意見。逆にいうと，後者の場合は抽象的危険を理由とした規制であっても許される場合がある，と考えていることになるが，本文引用の反対意見では具体的危険の発生を要求している。本法，本規則による政治的行為の規制が単なる表現の態様の規制というにとどまらないとみていることを意味するはずだが，この点について言及されていない。団藤にとって表現の態様の規制とは，「問題となつている当の態様によらなくても，他の態様によつて表現の目的を達しうるようなばあい」（徳島市公安条例事件判決補足意見）のことをいう。政治的行為の規制は極めて広範囲にわたる規制であるから，公務員が政治的目的をもった表現を行うことそれ自体が禁止されていると解しているものと考えられる。

> 前述のような厳格な基準ないし原理によつて臨むのでなければ，国民の政治的自由は時の権力によつて右の名目の下に容易に抑圧され，憲法の規本的原理である自由民主主義はそのよつて立つ基礎を失うに当るおそれがあるからである。我々は，過去の歴史において，為政者の過度の配慮と警戒による自由の制限がもたらした幾多の弊害を度外視してはならないのである。

このことは，公務員の政治活動についても同様であるといわなければならない。

公職選挙法による戸別訪問の禁止にかかわり伊藤裁判官が述べるところも，同趣旨の考え方である。(25)

> 憲法上の重要な価値をもつ表現の自由をこのような害悪発生のおそれがあるということでもつて一律に制限をすることはできないと思われる。また，具体的な危険の発生が推認されるときはともかく，単に観念上危険があると考えられるにすぎない場合に，表現の自由の行使を形式犯として刑罰を科することには，憲法上のみならず刑法理論としても問題があると思われる。

危険の発生を観念的，抽象的に想定して政治的表現の自由の行使に対して刑罰を科することは憲法上許されないし，刑法理論上も問題があることは，学説上は広く説かれてきたところである。現実の侵害ないし具体的危険の発生を構成要件要素とすべきだということには十分な理由と説得力があると思うが，しかしながら，本件規則はそのような限定を伴わない規定の仕方になっている。したがって，この観点からは，本件法律および規則が過度に広範な規定であることに疑いはなく，文面上違憲と判断するのが

---

(25) 最３判1981. 7. 21刑集35巻５号568頁（伊藤補足意見）。なお，同じく戸別訪問の事例に関する最３判1984. 2. 21刑集38巻３号387頁（伊藤補足意見）も参照。

もっとも論理的であると思われるが，適用上の判断をするとしても，ほとんどの場合，具体的危険の発生の立証の不存在を持って適用違憲と判断すべきことになろう。

3）猿払事件判決多数意見は，上述の２つの考え方は否定したものと理解される。しかし，高松簡易保険局事件判決に付された谷口裁判官の見解についてはどうか。

谷口は，問題を専ら刑罰規定の解釈論として論じ，「およそ人の行為が犯罪として成立し処罰されるためには，抽象的危険にせよ法益侵害の危険がなければならない。およそ法益侵害の危険を伴わない行為を違法として処罰することは，刑罰法の基本原則に反する」と強調し，「行為者がたまたま国家公務員の身分を有していることの一事により行為の危険性を捨象して一律に右罰則に該るとすることは，憲法31条に反するものといえよう」とする。団藤と違い抽象的危険犯説に立ちながら，当該事件においては「抽象的にせよ法益侵害の危険性はない」と判断し，構成要件該当性を否定した。表現の自由へ一切言及していない点も，この意見の特徴である。この意見をどう理解するか。

抽象的危険犯説は，最高裁の多数意見によって積極的に肯定されている訳ではないが，否定されている訳でもない。猿払事件判決では多数意見は，当該事案での被告人の行為ごとき「行為を放任することによる弊害は，軽微なものであるとはいえない」，一見軽微なものであっても「その弊害を過小に評価することがあつてはならない」と繰り返しており，保護法益に対する何らかの危険が発生するとの理解に立っているように思われる。この意味では多数意見も政治的行為禁止違反の行為を形式犯ととらえるのではなく，抽象的危険犯ととらえていると考えてよいのであろうが，抽象的危険の概念をどのようなものと考えるか，抽象的危険の存在をどのように認定するかという問題がある。

この点，高松簡易保険局事件判決で有罪判決の決め手となった中村裁判官の補足意見は，「選挙運動への積極的関与という行為自体がもつ上記法益侵害の危険性」といい，また，世田谷事件判決は「行為のうちに抽象的危険が擬制されている」と説き，両者ともに規制される行為の性質に着目して危険を抽象的に論定している。とりわけ，「行為のうちに抽象的危険が擬制されている」という考え方は，危険の発生について反証を許さない推定を伴っている。このように危険を論定することが許されれば，具体的行為がおよそ危険を発生させることがあり得ないような場合であっても，形式的に抽象的危険の存在が肯定され処罰の対象とされることになり，抽象的危険犯は限りなく形式犯に近づくことになる。谷口は別の事件[26]で，このように危険を擬制する形式的な考え方は「犯罪の本質に反し不当であるとの非難を免れまい」と批判し，「行為当時の具体的事情を考えて法益侵害の危険の発生することが一般的に認められる行為がなされたばあいに限り，危険が具体化されることを問わずに処罰の理由が備わつたものとする」点に抽象的危険犯の意義を見出している。したがって谷口は高松簡易保険局事件で，公務員の政治的行為に対する処罰においても「行為並びに行為の附随事情を通じて行為主体の身分的属性が毫も当該行為と結びついてこないばあいには，抽象的にせよ法益侵害の危険性はないもの」と判断することができたのである。

さて，以上は刑法理論上の問題であって，筆者の守備範囲を超えるところがある[27]。ただし，刑法論上はともかく，憲法論の問題として，表現の自由の行使が形式犯として処罰の対象とされることがあってはならないこと

---

(26) 艦船覆没事件最１判1980. 12. 9 刑集34巻７号513頁（谷口補足意見）。

(27) 抽象的危険犯論については，山口厚『危険犯の研究』（1982年・東大出版会），振津隆行「抽象的危険犯の考察」金法50巻１号１頁（2007年）を参照した。

には，異論がないであろう。先に引用した伊藤意見の説くとおりである。

4）以上から，堀越事件判決の適用違憲判断の位置は明らかであろう。同判決は，猿払最高裁判決が否定した道筋を避けながら，抽象的危険犯であっても事案の具体的事情の中で法益侵害の危険がなんら発生していないと一般的に考えられるのであれば，犯罪の構成要件該当性を欠くと論じているのである。このように形式的抽象的危険犯を批判し実質化する議論は，刑法学説上は近時きわめて有力に説かれているところであるが，判例法上の位置づけについてはなお明らかでないようである(28)。堀越事件判決は，この点を刑法解釈論として論じるだけではなく，政治的表現の自由の行使であるからこそ形式犯として処罰されることがあってはならないという憲法論によって根拠付け，かつ妥当範囲を限定して説いたのである。さらにいえば，こうした抽象的危険犯概念を猿払事件判決の枠組みの中に持ち込んだからこそ，最高裁による全面合憲判決の制約の下でも適用審査を行うことができたのであろう。

最後に，寺西判事補事件最高裁決定を再び参照しよう。先にも引用したが，同決定は裁判所法52条１号にいう「積極的に政治運動をすること」の意義について，「組織的，計画的又は継続的な政治上の活動を能動的に行う行為であって，裁判官の独立及び中立・公正を害するおそれがあるもの」と定義しただけでなく，「具体的行為の該当性を判断するに当たっては，その行為の内容，その行為の行われるに至った経緯，行われた場所等の客観的な事情のほか，その行為をした裁判官の意図等の主観的な事情をも総合的に考慮して決するのが相当である」と説いたのであった。この判断方法に照らせば，公務員の行為が本法律および本件規則によって禁止された政治的行為に当たるかを判断するにあたっても，当該事件の具体的諸

（28） 振津隆行・同上120-21頁。

事情の中で，当該行為によって法益が害されるおそれがあるか否かを審査すべきだということになると考えてよかろう。堀越事件判決の適用違憲判断は，最高裁判例の中にこのようにして位置付けることができるのではないかと思われる。

五　ま　と　め

学説の強い批判に抗して猿払事件判決を今日でもそのまま維持しようとすれば，判決そのものから離れて，香城調査官解説にひたすら依拠せざるをえなくなる。堀越，世田谷両事件の１審判決[29]がそうであったし，世田谷事件判決は一層その傾向を強めている。ただ如何せん，香城解説も30年以前の法理論と社会状況を前提に書かれたものである。それ以後の憲法・刑法理論の発展，日本の判例理論の進展，外国法制や社会状況の変化を踏まえて，猿払事件判決を見直すべきである。有機的統一体としての行政組織論や波及的累積的効果を処罰根拠とする議論は，今日ではもはや維持できないのではないか。30年間に基本的事実に変化はないというのはいかがなものであろうか。

堀越事件判決は，猿払事件判決の憲法判断の枠組みを維持しながら，近時の刑法理論と最高裁判決をたくみに用いて，猿払事件判決の桎梏をのがれる確かな道筋を見いだした。猿払事件判決は全適用合憲判断を下したものと考えられてきたから，堀越事件判決は実質的には判例の一部変更を求めるものであろう。これらの点で，同判決は積極的に評価されるに値する。ただし，政治的行為の禁止は表現の態様の規制，あるいは表現内容中立的規制ではなく，公務員の表現行為の内容を問題にした規制であり，党派的政治的表現の禁止を実質とする規制であるから，抽象的危険犯でよいと考

(29)　世田谷事件１審判決，東京地判2008．9．19判例集未搭載であるが，LexisNexis JP が独自収集判決として収録している。

えるべきではないはずである。あくまで公務の政治的中立性を現に侵害しあるいは侵害する現実的危険を発生させる場合にのみ規制対象となると理解すべきである。

問題の本質は，一般職国家公務員について，その地位や職務権限，職務内容を問わずに一律に，しかも勤務時間の内外や職務との関連性を問うこともなく，政治活動の自由を広範囲にわたって規制し，禁止違反に対して刑罰を科すことにある。堀越事件判決も認めるように，過度に広範な規制なのである。さらに，人事院規則へのとりわけ罰則規定の委任の問題性，本件規則がＧＨＱの強引な指示の下で作られたという立法過程の異常性を忘れることはできない。こうした当初から指摘されている本来の問題に，最高裁はもう一度正面から取り組むべきだと考える。

Two Decisions of the Tokyo High Court on the Political Freedom of National Government Employees

論説

Toru NAGAOKA

Introduction
1 Summary of Two Decisions
1) The Horikosi Case
2) The Setagaya Case
2 Method of Judicial Review on the Reasonable Relation between Legislative Aim and the Regulation
1) Political Neutrality of the National Government Employees
2) Reasonable Relation and Legal Conscience of the People
3 As Applied Scrutiny under Prior Supreme Court's Rulings
4 Value of the As Applied Ruling of Horikosi Case
Summary